

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1～109(略)	(略)
110 消費税相当額	(略)

新

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1～109(略)	(略)
110 IP通信網サービス	当社のIP通信網サービス契約約款(以下「IP通信網サービス契約約款」といいます。)に基づき、IP通信網を使用して行う電気通信サービス
111 消費税相当額	(略)

(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)

第34条の13 接続申込者は、第34条の4(光信号主端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)の規定に基づき、当社の光信号主端末回線と接続しようとする場合は、当社が別に定める通信用建物に収容する光信号主端末回線に限り、複数年段階料金(平成24年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申(情郵審第33号)に基づき、接続開始後1年間の接続料を低減させ、当該低減額及び当該低減額に係る利息を接続開始後3年目の接続料に加算する方法により算定した光信号主端末回線の料金のことをいいます。以下、同じとします。)の適用を選択することができます。

2 前項に規定する当社が別に定める通信用建物は、平成24年3月末時点において、当社がIP通信網サービス(IP通信網サービス契約約款に定めるメニュー5-1に係るもの)に限り、以下この条において同じとします。)を提供している通信用建物のうち、他事業者がIP通信網サービスに相当するサービスを提供している区域が、IP通信網サービス契約約款に定めるIP通信網サービスの提供区域の半数に満たない通信用建物とし、当社が選定するものとします。また、当社は、当社が別に定める通信用建物について接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。

3 第1項の規定に基づき、接続申込者が複数年段階料金を適用した光信号主端末回線と接続しようとする場合、接続申込者は、複数年段階料金の適用を選択する通信用建物を予め当社に申し出ることを要するものとします。

4 第1項の規定に基づき、接続申込者が複数年段階料金の適用を選択した場合であって、複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続を開始したときは、当該機能に適用する最低利用期間は、当該機能の利用を開始した日から起算して3年間とします。

5 協定事業者は、前項に規定する最低利用期間内に複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合は、別表4(違約金)第6(複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金)に規定する額に、その額(利息に相当する額を除きます。)に係る消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

第1表  
第1 網使用料  
1 適用

区 分	内 容
(1)～(7)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	ア～ナ(略)
(8)-2～(12)(略)	(略)
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	ア 2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄に掲げる料金額に2-1-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4ア欄に掲げる料金額を組み合わせて適用します。この場合において、2-1の4ア欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタ(当社の通信建物に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。)に収容できる光信号主端末回線の数4を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数8を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)、2-1の4イ欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号主端末回線の数8を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数4を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。)。イ 2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ(イ)欄に掲げる料金額に2-1-1-1第6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4に掲げる料金額を組み合わせて適用する場合があります。この場合において、2-1の4ア欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号主端末回線の数4を限度とし(以下、その光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)、2-1の4イ欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号主端末回線の数8を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。))。

第1表  
第1 網使用料  
1 適用

区 分	内 容
(1)～(7)(略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	ア～ナ(略) ニ 第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第1項の規定に基づき、複数年段階料金を適用する間においては、力の規定にかかわらず、2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能については、キに規定する場合を除き、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2の2に掲げる料金額及び2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線の保守の区別については、一体として利用する光信号主端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。 ヌ 第34条の13第1項の規定に基づき、複数年段階料金を適用する間においては、2(料金額)2-1-1-1の2に規定する機能については、2-1-1-1の2に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線の保守の区別については、一体として利用する光信号主端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。 ネ 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始して3年が経過した後も当該回線との接続を継続する場合は、当該回線について2(料金額)2-1-1-1(基本料)第6欄イ欄又は2-1-1-2(加算料)第2欄イ欄に規定する料金額を適用します。
(8)-2～(12)(略)	(略)
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	ア 2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄に掲げる料金額に2-1-1-2第2欄又は2-1-1-2の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4ア欄に掲げる料金額を組み合わせて適用します。この場合において、2-1の4ア欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタ(当社の通信建物に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。)に収容できる光信号主端末回線の数4を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数8を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)、2-1の4イ欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号主端末回線の数8を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数4を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。)。イ 2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ(イ)欄に掲げる料金額に2-1-1-1第6欄ア欄又は2-1-1-1の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4に掲げる料金額を組み合わせて適用する場合があります。この場合において、2-1の4ア欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号主端末回線の数4を限度とし(以下、その光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)、2-1の4イ欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号主端末回線の数8を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。))。

2 料金額

2 - 1 端末回線伝送機能

2 - 1 - 1 基本額

2 - 1 - 1 - 1 基本料 (略)

2 料金額

2 - 1 端末回線伝送機能

2 - 1 - 1 基本額

2 - 1 - 1 - 1 基本料 (略)

2 - 1 - 1 - 1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

区 分				単 位	料金額	備考	
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主端末 回線(光局外ス プリッタを含 むものに限 ります。)によ り1芯にて伝 送を行う機能	ア 分岐 でき る光 信号 分岐 端末 回線 の数 が8 を限 度と する もの	(ア) 保守 の区 別が タイ プ1 -1 の もの	平成24年 4月1日か ら平成25年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 ごとに	2,908円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
			(イ) 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の もの	平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 ごとに	平成25年4月1日か ら平成26年3月31日 まで適用する2- 1-1-1第6欄 イ(ア)欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			(イ) 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の もの	平成26年 4月1日以 降に適用す る料金	1回線 ごとに	平成26年4月1日 以降に適用する2 -1-1-1第6 欄イ(ア)欄に規定 する料金額に、964 円を加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる964円 のうち、938円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。
			(イ) 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の もの	平成24年 4月1日か ら平成25年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 ごとに	2,908円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。

				平成26年 4月1日以 降に適用す る料金	1回線 ごとに	平成26年4月1日 以降に適用する2 -1-1-1第6 欄イ(ア)欄に規定 する料金額に、964 円を加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる964円 のうち、938円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。
			(ウ) (ア)( イ)以 外の もの	平成24年 4月1日か ら平成25年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 ごとに	2,991円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
				平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 ごとに	平成25年4月1日か ら平成26年3月31日 まで適用する2- 1-1-1第6欄 イ(ア)欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
				平成26年 4月1日以 降に適用す る料金	1回線 ごとに	平成26年4月1日 以降に適用する2 -1-1-1第6 欄イ(ア)欄に規定 する料金額に、993 円を加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる993円 のうち、966円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。

		イ 分岐 できる光 信号分岐 端末回線 の数が4 を限度と するもの	(7) 保守の区 別がタイ プ1-1の もの	平成24年 4月1日か ら平成25年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 ごとに	2,888円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
				平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 ごとに	平成25年4月1日か ら平成26年3月31日 まで適用する2- 1-1-1第6欄 イ(イ)欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
				平成26年 4月1日以 降に適用す る料金	1回線 ごとに	平成26年4月1日 以降に適用する2 -1-1-1第6 欄イ(イ)欄に規定 する料金額に、958 円を加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる958円 のうち、932円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。

				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,888円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
					平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					平成26年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
					平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,971円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
					平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

				平成26年 4月1日以 降に適用す る料金	1回線 ごとに	平成26年4月1日 以降に適用する2 -1-1-1第6 欄イ(イ)欄に規定 する料金額に、986 円を加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる986円 のうち、959円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。
--	--	--	--	--------------------------------	------------	---	--

2 - 1 - 1 - 2 (略)

2 - 1 - 1 - 2 (略)

2 - 1 - 1 - 2 の 2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

区 分				単 位	料 金 額	備 考	
2 - 1 - 1 - 1 第 2 欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせ利用するもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,908円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			平成26年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとしてします。	

				(イ)保守の区別がタイプ1-2のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,908円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
					平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
					平成26年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとしします。	
					(ウ)(ア)(イ)以外のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,991円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
					平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	



				平成26年 4月1日以 降に適用す る料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月1日 以降に適用する2 - 1 - 1 - 2 第2 欄イ(ア) 欄に規定 する料金額に、993 円を加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる993円 のうち、966円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。
			イ 光信 号多 重分 離機 能イ 欄と 組み 合わせ て利用 する もの	(ア) 保守 の区 別が タイ プ1 - 1 の もの		2,888円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
				平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成25年4月1日か ら平成26年3月31日 まで適用する2 - 1 - 1 - 2 第2欄 イ(イ) 欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
				平成26年 4月1日以 降に適用す る料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月1日 以降に適用する2 - 1 - 1 - 2 第2 欄イ(イ) 欄に規定 する料金額に、958 円を加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる958円 のうち、932円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。

				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端未回線ごとに	2,888円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
					平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端未回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					平成26年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端未回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	平成24年 4月1日か ら平成25年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	2,971円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
				平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成25年4月1日か ら平成26年3月31日 まで適用する2 - 1 - 1 - 2 第2 欄 イ(イ) 欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
				平成26年 4月1日以 降に適用す る料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月1日 以降に適用する2 - 1 - 1 - 2 第2 欄イ(イ) 欄に規定 する料金額に、986 円を加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる986円 のうち、959円に のみ消費税相当 額を加算するも のとはします。

別表4 違約金

第1 (略)  
第2 光信号端末回線の接続の手續きに係る違約金

区 分		違約金の額
接続申込者が、 第78条の2(一) 般光信号中継回 線、光信号端末 回線又は光信号 局内伝送路の接 続の手續きに係 る違約金)第2 項に規定する接 続の申込みの撤 回を行った場合 の違約金	(1) (略)	(略)
	(2) (略)	(略)
	(3) 当社が光信号端 末回線の接続に係 る工事を完了した 後、接続を開始す るまでの間に撤回 を行った場合	ア (略) イ その光信 号端末回線 に光信号分 岐端末回線 が含まれる 場合

別表4 違約金

第1 (略)  
第2 光信号端末回線の接続の手續きに係る違約金

区 分		違約金の額
接続申込者が、第 78条の2(一般光 信号中継回線、光 信号端末回線又は 光信号局内伝送路 の接続の手續きに 係る違約金)第2 項に規定する接続 の申込みの撤回を 行った場合の違約 金	(1) (略)	(略)
	(2) (略)	(略)
	(3) 当社が光信 号端末回線の 接続に係る工 事を完了した 後、接続を開始 するまでの間 に撤回を行っ た場合	ア (略) イ その光信 号端末回線 に光信号分 岐端末回線 が含まれる 場合

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額
<p>接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を</p>	<p>(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合</p>
<p>終了した</p>	<p>(2) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始して1年が経過した日から2年を経過する日までに、接続を終了した場合</p>
<p>場合の違約金</p>	<p>(3) 接続事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始して2年が経過した日から3年を経過する日までに接続を終了した場合</p>
<p>接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年1.40%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。)を加算した額</p> <p>接続を開始した日から12ヶ月間に対応する低減額に、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息を加算した額</p> <p>終了日から、接続を開始して3年が経過する日までの期間に対応する低減額に、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息を加算した額</p>	

附則(平成24年9月4日西設相制第2号)

- 1 この改正規定は、平成25年3月25日から実施します。
- 2 当社は、複数年段階料金の適用の選択を実現するために要するシステム開発費用について、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-11(その他の機能)第12欄、第14欄から第18欄、第20欄及び第22欄に規定する回線管理機能の原価に加えて当該機能に係る料金の算定を行うものとします。
- 3 当社は、平成24年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申(情郵審第33号)に基づき、光配線区画の見直し完了するまでの間に限り、光信号主端末回線に係る網使用料について、複数年段階料金の適用の選択を受け付けるものとします。